

## 資料6 ガイドラインについて

- ・ガイドライン策定は規約上、河川管理者が作成し、それに対して委員会は意見の提案及び助言を行うことになっています。

(委員会の役割)

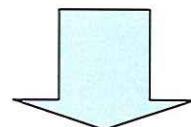
第3条 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討し、河川管理者に意見の提案及び助言する。

- (1) 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所（以下、「事務所」という）が管理をしている各河川における主として河川に対する保全及び利用の基本理念
- (2) 基本理念に基づいて事務所が作成する「申請のガイドライン」
- (3) 河川における公園などの面的占用における許可申請説明書に関する事務所からの諮詢
- (4) その他、委員会が必要と認めた河川に係る保全、利用などに関すること

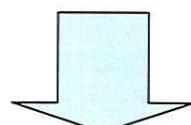
- ・これまでの審議経過は以下のとおりです。

H16.12.15 第2回委員会にて河川管理者からガイドラインについて説明

- ・基本理念を誰でもわかるように具体化したものがガイドラインである。

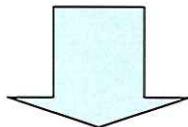


H19.2.1 第13回委員会にてガイドラインの内容を具体的にこれから議論・検討していく必要があることを確認



## H20.1.17 第18回委員会にてガイドラインの概要資料を提示

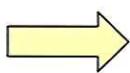
→委員から意見が多数出たため、次回までに庶務が取りまとめを行うことで次回審議となった。  
またガイドラインは委員会が作成すべきとの委員意見あり。



## H20.2.21 第19回委員会にてガイドライン素案を提示

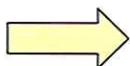
→ガイドラインのとらえ方・認識が河川管理者と委員、また委員の間でも異なっていることが表面化。（「審査のステップを定めた審査の流れ」or「指針としての判断基準」）  
審議時間の関係で次回に持ち越し。

河川管理者

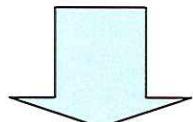


手続きの全体(流れ)を示した上で、どのような審査を行いうのかがわかるもの(判断基準)を想定

委 員 会



審査の判断基準と審査の流れの2つの意見が出される



第20回委員会前に委員意見を事前聴取

## H20.3.17 第20回委員会にてガイドライン原案を提示

→事前に意見を聴取した結果、審査の流れと判断基準を両方入れた方がよいという意見が多かったため、それを踏まえて原案を作成。

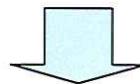
審議の中では内容については特に異論は出なかったものの、ガイドラインという名称について多数の意見が出た。（指針、ガイドライン、マニュアル、手順、手引き）

## ・ガイドラインとは？

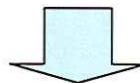
ガイドラインとは、第20回委員会で提案している「河川敷地占用許可審査のガイドライン(原案)」のとおり「審査の流れ」と「審査基準」を兼ね備えたものとして整理する。

## ・ガイドラインは誰が作成するのか？

- ・ガイドライン策定は規約上、河川管理者が作成することになっている。
- ・第13回委員会でもその旨が確認されている。



- ・第18回委員会では、河川管理者が作成することは改めてもらいたいとの意見が出る。



- ・第18回委員会の発言を踏まえて、ガイドライン作成主体をどうするか。(河川管理者or委員会)

### 河川管理者の考え方

ガイドラインの作成趣旨は、琵琶湖河川事務所所管河川における申請者に対し、河川保全利用委員会にて議論された考え方について、申請者が容易に理解し、事前協議に必要な占用許可申請説明書の作成に際して参考になることです。

加えて、河川管理者においても河川保全利用委員会での議論を踏まえて今後の占用許可審査に活かすこととしており、また事前協議においてガイドラインを申請者へ説明・交付する行為は河川管理者が行うことから、作成主体はあくまで河川管理者であると考えています。

## ・ガイドラインの名称はどうするか？

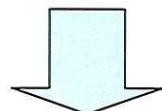
第20回委員会では様々な名称案が出されました。

- ・指針
- ・手順
- ・マニュアル
- ・手引き

### 河川管理者の考え方

現在想定しているガイドラインが河川管理者及び委員会だけではなく申請者にも活用されるため、それを踏まえた名称の検討をしていただきたいと考えています。(河川管理者として名称にこだわる理由は特にありません)

なお、名称を変更するのならば、規約の変更が必要です。



## ・ガイドラインに関する今後の審議事項のまとめ

①ガイドライン作成主体について

②ガイドラインに替わる名称について

③審査表の策定について

## 河川保全利用委員会審査表

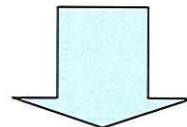
(凡例)  
●審査選定項目：一審査選定なし

区分	審査項目	審査細目	説明	備考(審査事例での適用項目)							修正箇所の説明
				事例1 小渕	事例2 川田	事例3 古川	事例4 立人	事例5 河川	事例6 運動		
A 基本理念と基本方針の検証	A1 基本理念	A11 河川法趣旨淀川水系全体の考え方	申請案件は河川法の趣旨淀川水系全体の考え方である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に適合するか。	-	-	-	-	○	○	○	河川法の趣旨ではなく、淀川水系整備計画案に示された淀川水系全体の考え方であるため修正
		A12 基本理念	委員会が定める基本理念の内容を満足するか。	-	-	-	-	○	○	○	
	A2 基本方針	A21 基本方針	委員会が定める基本方針の内容を満足するか。	-	-	-	-	○	○	○	
		A22 継続申請	当選の際は、継続利用を認める対象とする既存の利用施設か。 <small>(説明)継続施設で運営をシートランデルバグさせることを専らる施設かを判断する。)</small>	-	-	-	-	○	○	○	継続申請は基本理念と基本方針双方に関連するため、審査項目A3を新たに作成して独立させた。また説明文もわかりやすい記載とした。
	A3 継続申請	A31 継続利用	基本理念、基本方針に沿わないが、これまでの利用実績を十分に配慮すべき施設か。	-	-	-	-	-	-	-	
	B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	●	●	●	●	○	○	○	
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	●	●	●	●	○	○	○	
	B1 必要性	B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	-	-	-	●	○	○	○	
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	●	●	●	●	○	○	○	
	B2 代替性	B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査したか。	●	●	●	●	○	○	○	
	B2 代替性	B23 代替地選定	代替地調査の結果、堤内地で代替可能な施設の適した代替地があつた場合、代替地を選定し用地取得を試みたか。	●	●	●	●	○	○	○	B22との連続性を重視して文書を修正した
	B3 安全性	B31 人への安全	占用区域内外及び区域周辺道路における利用者、歓楽者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	●	●	●	●	○	○	○	
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B3 安全性	B32 施設の安全	施設が自然災害等による被災、影響（増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等）が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	●	●	●	●	○	○	○	予防措置としての安全対策を明確にするために修正した
	B4 公共性	B41 公共性	申請主体が第三者以外の利用者に向けた排他・独占的な利用にならないか。	●	●	●	●	○	○	○	公共性の概念をわかりやすく説明するために修正した
	B4 公共性	B42 地元の理解	申請主が第三者に対する施設開設の地元の理解をどのように得ているか。	-	-	-	●	-	-	-	わかりやすい文書に修正した
	C1 占用施設利用計画	C11 施設期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	●	●	●	-	○	○	○	
	C1 占用施設利用計画	C12 施設の変遷	施設申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので適切なものであったか。	●	●	●	-	○	○	○	わかりやすい文書に修正した
	C1 占用施設利用計画	C13 施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	●	●	●	●	○	○	○	
C 占用施設の利用計画と利用者等からの反映	C1 占用施設利用計画	C14 協議利用	既存施設が申請場所の近隣区域にある場合、既存の施設の共同利用を専用したかについて、その所管市町村との交渉を試みたか。	●	●	●	●	○	○	○	わかりやすい文書に修正した
	C1 占用施設利用計画	C15 植栽管理	施設の植栽管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	●	●	●	●	○	○	○	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した
	C1 占用施設利用計画	C16 施設の補修・新設	施設の整備に使用する資材は、河川区域内で調達と搬入が出来る資材か。また、整備が容易な方法を採用しているか。その結果を保管しているか。	●	●	●	-	○	○	○	施設の修理・新設に關注する審査ポイントを明確にし、盛土・切土を想定した地形の改変についても説明に盛り込んだ。
	C1 占用施設利用計画	C17 構造物の安全	施設を構成する道具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	-	-	-	-	○	○	○	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した
	C2 利用者	C21 利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の日内変動、月内変動、年内変動などを把握しているか。	●	●	●	●	○	○	○	
	C2 利用者	C22 便所	トイレ施設は、を確保し適正に維持管理しているか。	●	●	●	●	○	○	○	文章のつながりをよくするために修正した
C 占用施設の利用計画と利用者等からの反映	C2 利用者	C23 ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	-	-	-	●	○	○	○	
	C2 利用者	C24 利用者対応	適切・適正な利用を促すための管理制度(管理制度人等の配置)は定めているか。	●	●	●	●	○	○	○	文言の修正を行った
	C2 利用者	C25 駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)はを確保しているか。	●	●	●	●	○	○	○	「てにをは」の修正を行った
	C3 利用形態	C31 利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に鑑みて利用可能な施設か。また、これらに利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	●	●	●	●	○	○	○	文言のつながりをよくするために修正した
	C3 利用形態	C32 利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	●	●	●	●	○	○	○	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した
	C3 利用形態	C33 川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	●	●	●	●	○	○	○	
C 占用施設の利用計画と利用者等からの反映	C3 利用形態	C34 河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	●	●	●	●	○	○	○	文言のつながりをよくするために修正した
	C3 利用形態	C35 地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	●	●	●	●	○	○	○	
	C4 住民意見の反映	C41 意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討議会等)を行い住民意見の反映を行ったか。	-	-	-	-	○	○	○	わかりやすい文書に修正した
	C4 住民意見の反映	C42 利用者意見	流域住民や施設利用予定者の意見聴取を行い、からのその意見を反映を行ってさせて計画した施設か。	-	-	-	-	○	○	○	わかりやすい文書に修正した
	D1 環境	D11-1 大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	●	●	●	●	-	-	-	わかりやすい文書に修正した
	D1 環境	D11-2 水質汚漏・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)・肥料の使用を禁止しているか。	●	●	●	●	○	○	○	わかりやすい文書に修正した
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-3 土壌汚染	占用区域とその周辺の土壌質の現況を調査したか。施設は該区域により占める区域とその周辺の土壌汚染をまわらないか。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。施設付近等は有害化学物質を使用していないか。	-	-	-	-	-	-	-	わかりやすい文書に修正した
	D1 環境	D11-4 地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水等の現況と流域住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水等の現況と流域住民等による利水状況を調査したか。	-	-	-	-	-	-	-	わかりやすい文書に修正した
	D1 環境	D11-5 騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	●	●	●	●	○	○	○	わかりやすい文書に修正した
	D1 環境	D11-6 惠異	占用区域とその周辺の恵異の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への恵異発生にならないか。	-	-	-	-	-	-	-	わかりやすい文書に修正した
	D1 環境	D12 地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	-	-	-	-	-	-	-	わかりやすい文書に修正した
	D1 環境	D13 整備の影響	施設整備に伴い小動物・構造への影響はないか。	-	-	-	●	○	○	○	
	D1 環境	D14-1 陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	●	●	●	●	○	○	○	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した
	D1 環境	D14-2 水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	●	●	●	-	○	○	○	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した
	D1 環境	D14-3 生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生育生息環境の河川緯横断方向の連続性が分断される可能性は低いか。	●	●	●	●	○	○	○	
	D1 環境	D14-4 環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元が見込めるか。併せて、利用の整備が必要か。なんだ整備計画としているか。そのための方策を計画しているか。	●	●	●	●	○	○	○	わかりやすい文書に修正した
	D1 環境	D15 作業草の通行影響	河川敷を占用施設作業草が走行することにより自然環境への影響はないか。	-	-	-	●	-	-	-	文章のつながりをよくするために修正した
	D1 環境	D16 無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	-	-	-	●	-	-	-	
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D2 治水	D21 治水	治水の事前審査は完了しているか。(確認事項)	-	-	-	-	-	-	-	
	D2 治水	D22-1 構造物	占用区域河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は治水時に治水支障を生じさせないか。	-	-	-	-	○	○	○	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した
	D2 治水	D22-2 構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	-	-	-	-	○	○	○	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した
	D2 治水	D22-3 構造物撤去	冠水時の治水安全に影響する構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に実施しているか。	-	-	-	-	○	○	○	
	D3 利水	D31 利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)	-	-	-	-	-	-	-	
	D3 利水	D32 利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既利水者の利水に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-	
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D4 景観・文化	D41 景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	●	●	●	●	○	○	○	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した
	D4 景観・文化	D42 景観変化の把握	占用にともなう景観変化のシミュレーションをおこなっているか	-	-	-	●	-	-	-	
	D4 景観・文化	D43 植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	●	●	●	●	○	○	○	
	D4 景観・文化	D44 文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した
	D4 景観・文化	D45 歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共に能か。	●	●	●	●	○	○	○	前後のつながりをよくするために接続詞を挿入した

## これまでの検討経過

### H20.1.17 第18回委員会にて委員会審査の流れを提示(資料6)

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに従い申請内容を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、申請者に「審査結果一覧表」で審査結果を回答する。
- (5) 河川管理者は、委員会に審査結果を報告してご意見をいただく。



### H20.2.21 第19回委員会にて委員会審査の流れ(比較案)を提示(資料7) →委員から4案には賛成できないとの意見があり。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 第1案:河川管理者が事前確認審査を実施して効率化をする案          |
| 第2案:河川管理者が審査項目の一部を審査することで効率的な審査を実施する案 |
| 第3案:委員会が特に審査する項目を提示して、その項目を重点的に審査する案  |
| 第4案:ガイドラインが制定後、河川管理者が審査をして審査結果を報告する案  |

## 第1案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに従い説明書を事前確認審査し、「事前確認審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に審査を依頼する際に、「事前確認審査結果一覧表」を提示する。
- (5) 委員会は、申請者に出席を求め、審査会を数回開催し、委員会としての意見を回答する。

## 第2案

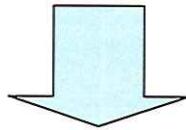
- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに従い申請内容を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に審査を依頼する事項を「審査結果一覧表」で提示する。
- (5) 委員会は、申請者に出席を求め、審査会を数回開催し、委員会としての意見を回答する。

## 第3案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、申請者より維持管理実態を示す書類の提出を受け委員会に提出する。
- (4) 委員会は、現地調査を行い、特に重点的に審査する項目を定めて河川管理者(申請者)に通知する。
- (5) 委員会は、申請者に出席を求め、審査会を数回開催し、委員会としての意見を回答する。

## 第4案

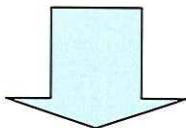
- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに従い申請内容を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、申請者に「審査結果一覧表」で審査結果を回答する。
- (5) 河川管理者は、委員会に審査結果を報告してご意見をいただく。



第20回委員会前に委員意見を事前聴取

#### H20.3.17 第20回委員会にて委員資料 意見回答結果を提示

→1案がよいとの委員意見が多く出たが、一方で1案は今とやっていることは同じ（河川管理者が事前確認審査＝書類の不備や治水に係る審査）なので、効率化にはならないのではという意見や、事前確認審査という意味がわからない、もう少し具体化して提案してもらわないと判断できないという意見があった。



第20回委員会での委員意見を踏まえて、提案趣旨について改めて説明するとともに、第19回委員会にて提案しました4つの案について、再度検討を行いましたので、あらたに3案を提案させていただきます。

## ※提案の趣旨

これまで審議を行ってきたガイドラインが制定されれば、審査項目が明確となり、委員会と河川管理者とで審査項目の分担をすることによってよりスピーディーな審査が可能だと考えられ、その方法についてご検討いただきたいと考えています。

例えば、審査表の区分B(代替性、安全性、公共性)を河川管理者の審査事項とするなど。

なお、規約上は河川管理者が審査項目の一部を担ったとしても規約の変更には該当しないと思われます。

### (委員会の役割)

第3条 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討し、河川管理者に意見の提案及び助言する。

- (1) 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所（以下、「事務所」という）が管理をしている各河川における主として河川に対する保全及び利用の基本理念
- (2) 基本理念に基づいて事務所が作成する「申請のガイドライン」
- (3) 河川における公園などの面的占用における許可申請説明書に関する事務所からの諮詢
- (4) その他、委員会が必要と認めた河川に係る保全、利用などに関すること

## 第19回委員会にて提示した4案の再検討を行った結果、以下の3案を事務局より提案します。

### 第A案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請説明書(以下、「説明書」という。)の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、ガイドラインに基づいて説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに基づいて説明書の事前確認を行う。
- (4) 河川管理者は、委員会に諮問を行う。
- (5) 委員会は、審査項目すべての審査を行うために、委員会を開催し、委員会として「意見書」を答申する。
- (6) 占用申請者は、委員会を傍聴し、委員会から審査表の審査項目について詳細説明要請があった場合には、書面にて回答する。

#### 【補足】

- ・(1)～(5)まではこれまでと同じ流れです。また、事前確認とは書類の形式審査(説明書として体裁をなしているか)をいいます。
- ・(6)は河川管理者からの意見を基に追加しました。

### 第B案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請説明書(以下、「説明書」という。)の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、ガイドラインに基づいて説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに基づいて審査項目の一部を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に諮問を行う際に、「審査結果一覧表」を添付する。
- (5) 委員会は、審査項目のうち河川管理者が審査を行った項目以外について河川管理者から説明を受け、それ以外の項目の審査を行うために、委員会を開催し、委員会として「意見書」を答申する。
- (6) 占用申請者は、委員会を傍聴し、委員会から審査表の審査項目について詳細説明要請があった場合には、書面にて回答する。

#### 【補足】

- ・河川管理者が審査を行う項目の一部とは、審査表の区分B(代替性、安全性、公共性)を想定しています。
- ・審査結果一覧表とは審査表に適否の判断やコメントを記入したもの想定しています。
- ・審査項目の分担を行うことで、スピーディーな審査が期待できます。
- ・(6)は河川管理者からの意見を基に追加しました。

### 第C案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請説明書(以下、「説明書」という。)の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、ガイドラインに基づいて説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに基づいて審査項目すべての審査をし、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に諮問を行う際に、「審査結果一覧表」を添付する。
- (5) 委員会は、「審査結果一覧表」を基に意見をとりまとめるために委員会を開催し、委員会として「意見書」を答申する。

#### 【補足】

- ・ガイドラインを制定したメリットを最大限に活かして、よりスピーディーな審査が期待できる案です。

## 第A案及び第B案における項目(6)の追加について

河川管理者からの以下の意見を踏まえて追加しました。

### ※河川管理者からの意見

これまで審査内容について申請者が委員会にて直接応答していましたが、申請者側の負担軽減の観点から、ガイドライン制定後においては申請者として出席するのではなく、傍聴者として参加要請することとし、原則として委員会との質疑応答は河川管理者が申請者から聞き取りした内容を踏まえて応答することにしたいと考えています。

なお、委員会の審査上、申請者からの詳細な説明が必要な場合には、審査表の審査項目に基づいて質疑項目を明らかにした上で、申請者から書面にて回答の提出をいただくことにしたいと考えています。

資料9 今後のスケジュールについて

平成20年度以降の審議予定スケジュールについて

委員会回数 審議内容	平成20年度												平成21年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本理念・基本方針													→ 公表												
ガイドライン													→ 公表												
野洲川小浜河川公園 (守山市) 更新													○ 報告	→ 意見書 提出											
野洲川小浜河川公園 (守山市) 報告														○ 報告											
野洲川川田河川公園 (守山市) 更新													○ 報告	→ 意見書 提出											
野洲川川田河川公園 (守山市) 報告													○ 報告												
野洲川改修記念公園 (守山市) 更新													○ 報告	→ 意見書 提出											
野洲川改修記念公園 (守山市) 報告													○ 報告												
野洲川ふれあい 広場(野洲市・守山市)														申請説明書 作成依頼・受領	→ ○ 報告	→ 意見書 提出									

※野洲川ふれあい広場の占用許可期限は平成21年9月30日まで。

※第23回委員会では各河川公園の現地調査を予定しています。